

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	平成30年 5月28日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 9時50分 閉会
3 場 所	第1委員会室
4 出 席 者 (9人)	舘 大樹 橋田 夏枝 川添 康大 田中志摩子 山田 昌紀 八島 満雄 萩原 鉄也 安藤 玄一 小沼 富夫 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子
7 説 明 員 (3人)	総務部長 (安藤隆幸) 総務部参事(兼)文書法制課長 (山室好正) 文書法制課文書法制係長 (天春祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 副主幹
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

## 議 題 1 平成30年6月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【館大樹議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【小沼富夫議員】 皆さん、おはようございます。4月、5月はイベント続きで、土日がなかったことと思います。そしてまた、5月は総会シーズンで、各地域においても総会が多かったことと思いますけれども、これから6月定例会が始まりますので、ひとつ集中してお願いをしたいと思います。そして、私は調整という言葉は使いませんが、一般質問に関しましては、十分打ち合わせを綿密にとっていただいて、深掘りをしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。深掘りをするために打ち合わせをするということでもありますので、ぜひそういうことで、所管職員と打ち合わせをよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【館大樹議員】 ありがとうございます。

次に、総務部長から、ご挨拶及び執行者側の議案説明をお願いします。

○総務部長【安藤隆幸】 皆さん、おはようございます。6月の議会に向けて、今年度初めての議会になりますけれども、私たちのほうも人事異動がありまして、新たに企画部長、経済環境部長、市民生活部長、そして税務担当部長の4人が新しい顔ぶれとなります。議会での答弁、また丁寧に説明していくと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それと、我々の執行者側なんですけれども、きょうの議会運営委員会から、文書法制課の天春係長が出席いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は、6月4日月曜日に招集いたします伊勢原市議会6月定例会の市長提出議案等につきましてご説明を申し上げます。6月定例会に提出いたします議案につきましては、承認議案が2件、条例の一部改正議案が3件、補正予算議案が1件、その他の議案が4件、報告案件が8件の合計18件です。

初めに、承認議案2議案ですけれども、ご説明申し上げますので、議案書の1ページをお開きください。

○承認第1号 専決処分の承認について（伊勢原市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、その改正規定の一部が同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に伊勢原市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

2 ページに専決処分書、3 ページから9 ページまでに改正条例案、そして10 ページから43 ページまでに新旧対照表、また、44 ページから46 ページまでに改正要旨を掲載していますので、ご確認いただけるようお願いいたします。

○承認第2号 専決処分の承認について（伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

続きまして、47 ページをごらんください。地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布され、その改正規定の一部が同年4月1日から施行されることに伴いまして、緊急に伊勢原市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をいたしましたので、報告し、承認を求めるものです。

48 ページに専決処分書、49 ページに改正条例案、50 ページ、51 ページに新旧対照表、52 ページに改正要旨を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

次に、条例の一部改正3議案についてです。

○議案第39号 伊勢原市税条例等の一部を改正する条例について

53 ページをお開きください。地方税法等の一部改正に伴いまして、個人市民税の非課税の範囲の見直し、固定資産税に係るわがまち特例措置の適用固定資産の追加、市たばこ税の税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の創設などに関して所要の措置を講ずるとともに、その他所要の整理を行う必要が生じたため、提案するものです。

54 ページから73 ページに改正条例案、74 ページから103 ページまでに新旧対照表、104 ページから110 ページまでに改正要旨を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

○議案第40号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

次に、111 ページをごらんください。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第6条の規定に基づく伊勢原市地域公共交通協議会を本市の附属機関として設置するため、提案するものです。

112 ページ、113 ページに改正条例案、114 ページから116 ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

○議案第41号 伊勢原市市営住宅条例の一部を改正する条例について

続きまして、117 ページをごらんください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法の一部改正により、収入の申告等が困難な者の家賃決定に係る規定を改正する必要が生じたため、提案するものです。

118 ページに改正条例案、119 ページから121 ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願いいたします。

次に、補正予算1議案についてです。

○議案第42号 平成30年度伊勢原市一般会計補正予算（第1号）

補正予算書をごらんください。3ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に582万円を追加し、歳入歳出予算の総額を320億5282万円とするものです。

それでは、歳出予算の補正につきましてご説明いたしますので、18ページ、19ページをごらんください。2款総務費における自治会振興費420万円の追加は、新たに採択されました一般財団法人自治総合センターの全国自治宝くじの収益金を財源としたコミュニティ助成事業助成金を活用し、下落合自治会集会所の新築のほか、自治会活動用備品の整備を支援するためのものでございます。なお、下落合自治会集会所の新築支援につきましては、当初予算に1200万円の市単補助を計上しておりますが、このたびの助成金採択を受け、補助を200万円増額するとともに、財源を全額助成金とする財源内容の変更を行います。

3款民生費における生活保護運営対策事業費162万円の追加は、本年10月に実施される生活保護基準の見直しに対応するため、国庫補助金を活用し、電算システムを改修するものです。

続きまして、歳入予算の補正につきましてご説明しますので、16ページ、17ページにお戻りください。14款国庫支出金における生活困窮者就労準備支援事業等事業費補助金81万円の追加は、歳出における生活保護運営対策事業費の追加の財源として計上するものです。

18款繰入金における財政調整基金繰入金1119万円の減は、今回の補正により生じる一般財源の余剰を調整するものです。

20款諸収入における総務費雑入1620万円の計上は、歳出における自治会振興費の追加及び財源内訳変更の財源として計上するものです。

以上が、補正予算1議案についての説明です。

続きまして、その他の議案4議案についてです。

○議案第43号 物件供給契約の締結について

先ほどの議案書にお戻りいただきまして、122ページをごらんいただきたいと思います。災害対応特殊救急自動車1台の物件供給について、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

123ページに契約内容、124ページに物件供給契約締結状況、また、125ページに災害対応特殊救急自動車概要を掲載しておりますので、ご確認くださいようよろしくお願いたします。

○議案第44号 市道の廃止について

次に、126ページをごらんください。市道を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提案するものです。

127ページ、128ページに市道廃止調書、129ページ、130ページに

市道廃止図を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第45号 市道の認定について

次に、131ページをごらんください。新たに市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。

132ページ、133ページに市道認定調書、134ページから137ページまでに市道認定図を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○議案第46号 工事委託に関する協定の締結について

続きまして、138ページをごらんください。伊勢原市公共下水道根幹的施設の沈砂池ポンプ設備に係る建設工事委託に関する協定の締結について、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

139ページに協定内容、140ページから143ページまでには協定書、そして、144ページに概要を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

次に、報告案件8件についてご説明を申し上げます。

○報告第4号 平成29年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

145ページをごらんください。地方自治法第213条第1項の規定により、平成30年度に予算を繰り越しました平成29年度一般会計予算に係る繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。146ページに繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○報告第5号 平成29年度伊勢原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

次に、147ページをごらんください。平成30年度に予算を繰り越しました平成29年度下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費について、報告するものです。148ページに繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

○報告第6号 平成29年度伊勢原市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

次に、149ページをごらんください。地方自治法第220条第3項のただし書きの規定により、事故繰り越しをした平成29年度下水道事業特別会計予算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。150ページに事故繰越し繰越計算書を掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

続きまして、専決処分の報告2件です。いずれも市長の専決事項の指定に基づきまして専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基

づき報告するものです。

○報告第7号 専決処分の報告について（伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例）

151ページをごらんください。介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例中に引用する条項を整理する必要が生じたため、専決処分をしたものです。

続きまして、152ページをごらんください。専決処分書。そして、153ページには改正条例、154ページ、155ページには新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願いいたします。

○報告第8号 専決処分の報告について（伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例）

続きまして、156ページをごらんください。都市緑地法等の一部を改正する法律及び旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中に引用する用語を整理する必要が生じたため、専決処分をしたものです。

157ページに専決処分書、158ページから160ページまでに改正条例、161ページから171ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願いいたします。

○報告第9号 平成30年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について

○報告第10号 平成30年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

○報告第11号 平成30年度公益財団法人伊勢原市みどりのまち振興財団の事業計画及び予算について

続きまして、172ページ、また173ページ、そして174ページ。以上の3件については、それぞれ地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものです。

以上で、6月議会定例会に提出いたしました議案等についての説明を終了させていただきます。

なお、追加議案といたしまして、伊勢原市土地開発公社等の平成29年度の事業報告及び決算に係る報告3件を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○委員長【館大樹議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【岡留一司】 それでは、お配りしてございます、議会運営委員会、議会側処理事項をごらんいただきたいと思います。

項番1、委員会の審査状況につきましては、配付いたしました資料のとおり

でございます。閉会中の継続審査となっております陳情第3号につきまして、陳情者から撤回したい旨の届け出があり、担当委員会においては了承されてございます。なお、会議の議題となった陳情については、議会の承認を要することから、6月4日の本会議におきまして、議長から陳情書の撤回についてお諮りいたします。

項番2、請願、陳情の受理状況につきましては、陳情が5件提出されております。内容は、配付いたしました陳情文書表のとおりでございます。

以上です。

○委員長【館大樹議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【岡留一司】 正副委員長と協議の上、付託表の案を配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。市長提出の専決処分の承認2件及び議案8件については、いずれも付託省略。陳情は5件で、陳情第4号及び陳情第6号については総務常任委員会に付託、陳情第5号及び陳情第8号については産業建設常任委員会に付託、陳情第7号については教育福祉常任委員会に付託でございます。

以上です。

○委員長【館大樹議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いします。（「なし」の声あり）それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【館大樹議員】 ご異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【岡留一司】 会期の決定については、過日原案をお示しし、ご了解をいただいておりますので、その内容に基づいて日程を作成し、お配りしてあります。会期は、6月4日から25日までの22日間でございます。

- ・6月 4日 本会議 提案説明
- ・6月 5日 一般質問通告期限正午
- ・6月 8日 本会議 議案審議
- ・6月12日 委員会 付託審査  
(総務常任委員会、午前9時30分)  
(産業建設常任委員会、午後1時30分)
- ・6月13日 委員会 付託審査

(教育福祉常任委員会、午前9時30分)

- ・ 6月19日 本会議 一般質問
- ・ 6月20日 本会議 一般質問
- ・ 6月21日 本会議 一般質問
- ・ 6月25日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【館大樹議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【館大樹議員】 ご異議ありませんので、配付した内容で、6月4日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。そのほかに何か発言があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時50分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年5月28日

議会運営委員会  
委員長 館 大樹